

第 1 回

(平成 3 1 年 1 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成31年1月10日（木）午前9時30分から午前9時49分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・
9番委員 税所 隆則・10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第1号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第2号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第4号案 非農地証明願いに対する認定について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、4番・5番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

尾方推進委員

12月の利用権設定で、何も作付していない農地があり、合意解約し、その後借入希望者のところへ契約の依頼に行きたいと思います。

議長 議事に入ります。議第1号案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第1号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番から9番について、4番委員から調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1～8）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は営農型発電設備です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1

種農地。皆さんに事前に設計図をお配りしてあると思いますが、畑、山を合わせて 8 3 a、うち支柱 6 2 4 本、4 m 5 0 c m 間隔で高さ 2 m 5 0 c m の支柱が立ちます。延べ面積 2 . 3 8 m² が今回の転用になります。2 番（着工時期）：許可後です。3 番（資金調達）：自己資金です。この転用は一時転用で 3 年間の更新になります。簡易な構造で容易に撤去できる支柱、申請にかかる面積が必要最小限で認められることが条件になっております。下部の農地については、3 年前にサカキを植えられるということでしたので、確実に営農が行われないと撤去命令がなされます。平均的な地区の 8 割以上の収入がないと撤去条件になります。サカキですので、周辺地域作っておられませんが、全国的見れば、徳島に太陽光の下にサカキを作って営農されているところがあります。農業委員会が栽培が思わしくないという判断された時は、設置者が撤去するという書類も提出されております。パネル角度、間隔から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱の高さ、現行で 2 m 5 0 c m、間隔 4 m 5 0 c m、農作業に必要な農機具等の効率的に利用して営農する空間が設計図で見ると確保されていると認められます。営農型は高さ 2 m 以上あれば問題ありません。1 分館のところですが、位置等から見て営農発電設備の周辺農地の効率的利用、農業用排水設備の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められることから転用できると思います。周辺地域の農用地の集団化、農作業の効率その他の農地上の効率的かつ総合的な支障を及ぼす恐れがないと判断しております。その周辺の地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模拡大の妨げにならないところです。以上、報告終わります。

- 4 番 （調査番号 9）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は貸資材置き場です。申請者は会社役員で会社の出資者で、その会社に貸資材置き場を提供するものです。土地選定の理由は、高速道路のインターの近辺である理由です。資材置き場の資材は、地熱発電、自然エネルギーの利用が需要拡大になっておりますので、その資材を置くとのことでした。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区別）：第 2 種農地。2 番（着工時期）：許可後です。3 番（資金調達）：自己資金です。5 番（周囲の承諾）：この農地は昔、すももを植えておられまして、今現在は、遊休農地、荒れている状態です。資材置き場にすると現在より良いと思われれます。6 番（公衆衛生）問題なし。7 番（転用措置）：抜根時の土砂流失についても対処するとのことでした。8 番（日照通風の影響）：問題なし。1 0 番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号 1 0 番を 1 0 番委員から調査報告します。

- 1 0 番 （調査番号 1 0）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は倉庫建設です。理由は、現在の倉庫が老朽化がすすみ、狭いために新しい倉庫を建設されるものです。施設の概要は、倉庫で 1 0 1 . 5 m²。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区別）：第 2 種農地。2 番（着工時期）：許可後です。3

番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：同意を確認しております。6番（公衆衛生）生活排水は出ませんので、雨水等については、敷地内に排水桝がありそれを利用するとのことです。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。親子関係で使用貸借のため金銭の授受はありません。以上、報告終わります。

議長 調査番号11番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5番 （調査番号11）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は個人住宅と通路です。112.61㎡中建屋面積は554㎡となります。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：借入資金です。5番（周囲の承諾）：ここが何戸かの分譲地として畑から宅地となっており設計されるときに周辺農地の承諾はされています。6番（公衆衛生）上水道は町の上水道、生活排水は町の下水道を利用、雨水は町道の側溝に排水するということで問題なし。7番（転用措置）：隣接地への土砂流出、たい積、粉じんの出ないように十分に配慮して施工を行いますとのことでした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号12、13番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号12）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と通路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：自己資金と借入資金です。5番（周囲の承諾）：北側に畑があり承諾済みです。6番（公衆衛生）トイレ生活排水は町の下水道を利用するということで問題なし。7番（転用措置）：隣接地への土砂流出、たい積のないよう十分な注意を払うとのことでした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

7番 （調査番号13）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：2月10日から着工です。3番（資金調達）：借入資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）トイレ生活排水は町の下水道を利用するということで問題なし。7番（転用措置）：造成にかかる土砂流出、たい積のないよう十分な注意を払うとのことでした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号14番について、8番委員から調査報告をお願いします。

8番 （調査番号14）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用機械、資材置き場213㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：無償借入です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用

措置)：問題なし。8番(日照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号15番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2番 (調査番号15)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。3,094㎡のうちの1,280㎡ということです。賃貸人は農業をされておりましたが、遊休農地化していくのは忍びないということで今回の太陽光発電施設にされるということでした。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第2種農地。2番(着工時期)：許可後です。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：農業用施設と山林の間にあり問題なし。6番(公衆衛生)排水は転圧をして雨水は自然浸透で問題なし。7番(転用措置)：問題なし。8番(日照通風の影響)：問題なし。10番(農振法)：農用地区域外。所有者の相続人の方が農業をされたい時には、その後農地として復旧して返すという契約になっているそうです。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 営農型の太陽光パネルですが台風での耐久能力、何メートルまで耐えられるか、台風に対する性能はどうなっているのでしょうか。

事務局 台風の耐久能力については、確認しておりません。20年は設置されると思いますので台風には耐えられる設計になっているはずであると思います。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番から8番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番から8番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号9番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、9番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号10番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、10番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号11番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、11番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号12番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、12番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号13番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

- 全委員賛成ですので、１３番について原案のとおり決定します。
- 議 長 調査番号１４番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全委員：挙手）
全委員賛成ですので、１４番について原案のとおり決定します。
- 議 長 調査番号１５番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（全委員：挙手）
全委員賛成ですので、１５番について原案のとおり決定します。
- 議 長 議第２号案農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第２号案農地法第３条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号１番から９番について、４番委員から調査報告をお願いします。
- ４ 番 （調査番号１～８）先ほど５条であがりました転用は支柱のみですが、この３条は地上権の設定です。８３aのうち６１aの地上権の設定です。下にサカキを植えられます。地上権も３年毎の更新になります。賃貸人は、毎年農業委員会に収支報告書を提出しなければなりません。今年植えられて計画上は、５年目からの収穫予定になっております。その間は、茨城にも圃場をもっておられますので、その分の収支が報告されると思います。以上報告終わります。
- ４ 番 （調査番号９）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は遺贈です。譲受人は家族２人、現在営農はされておりません。現在、すべて小作に出されておりします。譲受人もそのまま小作でして欲しいという要望です。生前の故人の意を汲んだところの権利移譲になりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。以上報告終わります。
- 議 長 調査番号１０番について、５番委員より調査報告をお願いします。
- ５ 番 （調査番号１０）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族２人（稼働力２人）。経営面積は、１４５．４２a、自作地 ９８．４２a、借地 ４７a、うち田 １２７．４６a、水稻 ５７a、梨 ６３．４６a、桃 ７a、畑 １７．９６a はすべて梨を作付されています。３条調査項目により報告します。１番（耕作面積）：問題なし。２番（通作距離）：１０m。３番（小作地）：問題なし。４番（貸付地）：問題なし。５番（取得価格）：３０万円。６番（耕作放棄地）：問題なし。７番（農機具の利用計画）：トラクター２、コンバイン１、農薬散布機１、田植機１。８番（取得農地の利用計画）：ぶどうを植樹。９番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 調査番号１１番について、８番委員より調査報告をお願いします。
- ８ 番 （調査番号１１）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由

は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力1人）。経営面積は、50a、畑 50a で桃を植えられています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり40万円で263,200円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：モア1、農薬散布機1、運搬機1、トラック1。8番（取得農地の利用計画）：桃を植樹。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 1から8番の地上権設定の面積はパネルの面積の地上権ですか。

4番 そのとおりです。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番から8番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番から8番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号9番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、9番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号10番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、10番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号11番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、11番について原案のとおり決定します。

議長 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第3号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転1件、利用権設定が20件です。所有権移転につきましては、農業公社買入です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～20番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第1

8条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第4号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第4号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1）申請人、申請物件については、記載のとおりです。1月7日午後1時から農業委員、推進委員集合して現地を確認しました。写真の上が平成27年に非農地化してあります。ここも非農地と認めます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顚末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年1月10日

農業委員会会長

4番 農 業 委 員

5番 農 業 委 員